

## 松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）

松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年松戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「定めるものとする」を「定めることにより、墓地等の経営の適正化を図り、もって良好な環境を確保することを目的とする」に改める。

第7条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法第5条第1項の主たる事務所（同法の規定により登記された事務所に限る。以下「主たる事務所」という。）を市内に有するもの（以下「市内宗教法人」という。）が同法第2条に規定する目的のために行う活動として永続的に自己の所有地（当該市内宗教法人の主たる事務所が存する同法第3条に規定する境内地（以下「境内地」という。）又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に限る。）に設置した墓地を經營しようとする時。

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号として、第5号を第4号とし、同条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 市内宗教法人が宗教法人法第2条に規定する目的のために行う活動として永続的に自己の所有地（境内地又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に限る。）に設置した納骨堂を經營しようとする場合

第8条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 住宅、学校、保育所、病院その他規則で定める施設（以下「住宅等」という。）の用に供する敷地から墓地の区域までの距離は、50メートル（墓地の区域の面積が2,000平方メートル以上の墓地（拡張することにより当該変更後の墓地の区域の面積が2,000平方メートル以上となるものを除く。）にあつては、100メートル）以上であること。

第8条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を

移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生の見地から支障がないと市長が認めるときは、同項第3号の規定を適用しない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、当該墓地の経営者以外の者が同項第3号に規定する距離内に住宅等を設置した場合は、同号の規定を適用しない。

第9条第1号中「1,000平方メートル未満」を「500平方メートル未満」に改める。

第10条第1項中「墓地は」を「墓地（拡張することにより当該変更後の墓地の区域の面積が2,000平方メートル以上となるものを含む。）は」に改め、同項ただし書及び第1号を削り、同項第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項及び第3項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する墓地に係る基準の適用については、この条例による改正後の松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に第6条第1項の規定による協議（以下「協議」という。）が成立した墓地に係る墓地、埋設等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の許可の申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前までに協議が成立した墓地に係る申請については、なお従前の例による。